

別表（第3条関係）

区分	補助事業	補助基準額	補助金の額
1	次に掲げるサービスを提供する事業 (1) 訪問介護 (2) 訪問入浴介護 (3) 訪問看護 (4) 訪問リハビリテーション (5) 居宅介護支援	次の各号に掲げる事業所から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間の区分に応じ、当該各号に定める単位数に10円を乗じて得た額 (1) 20分以上40分未満 サービス提供に係る所定単位数の15パーセントに相当する単位数 (2) 40分以上60分未満 サービス提供に係る所定単位数の25パーセントに相当する単位数 (3) 60分以上75分未満 サービス提供に係る所定単位数の35パーセントに相当する単位数 (4) 75分以上 サービス提供に係る所定単位数の100パーセントに相当する単位数	区分1及び区分2の補助基準額の合計額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。
2	次に掲げるサービスを提供する事業 (1) 通所介護 (2) 通所リハビリテーション (3) 地域密着型通所介護 (4) 認知症対応型通所介護		
3	小規模多機能型居宅介護サービスを提供する事業	次の各号に掲げる事業所から利用者宅までの訪問又は送迎に要する時間の区分に応じ、当該各号に定める額 (1) 20分以上60分未満 訪問及び送迎回数に450円を乗じて得た額 (2) 40分以上60分未満 訪問及び送迎回数に1,050円を乗じて得た額	

(注1) 事業所には、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）に定める「本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」及び「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）に定める「例外的に、待機や道具の保管、着替え等を行う出張所等」を含むものとする。

(注2) この表において「利用者」とは、法において要介護又は要支援と認定された者、法第115条の45第1項第1号のイに規定する第1号訪問事業のうち平成26年改正前法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び法第115条の45第1項第1号のロに規定する第1号通所事業のうち平成26年改正前法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスが必要と市長が認めた者のうち、特別地域加算対象地域（平成24年3月厚生労働省告示第120号により定められた厚生労働大臣が定める地域のうち、南国市内にある地域をいう。）に居住する者（特別地域加算対象地域ではないが、介護サービスの確保が困難な地域（最寄の事業所まで20分以上かかる地域）に居住し市長が補助することが適当であると認めた者を含む。）をいう。

(注3) この表において「訪問又は送迎に要する時間」とは、通常の経路及び交通手段により片道で当該時間を要すると市長が認めた時間をいう。

(注4) この表において「所定単位数」とは、法に基づく介護給付費単位数サービスコード表の合成単位数をいう。ただし、第1号訪問事業及び第1号通所事業のうち平成26年改正前法に規定する介護予防訪問介護に相当するサービス及び介護予防通所介護に相当するサービスについては、市長の定める単位数とする。

(注5) 基準額の計算は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）に定められた方法に準じ行うものとする。

(注6) 区分2について、片道のみ送迎を行った場合は、往復送迎を行った場合の2分の1に相当する額を補助する。なお、所定単位数が月当たりで決定される場合は、1ヶ月間のサービス提供回数のうち過半数が片道のみ送迎となったときに往復送迎を行った場合の2分の1に相当する額を補助するものとし、過半数を下回る場合には往復送迎が行われたものとみなす。

(注7) 補助対象となるサービス提供は、当該年度の4月から3月までのサービス提供分とする。